

東御市公共施設等総合管理計画改訂版（案）概要版 令和4年●月改訂

1 はじめに

市の公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、2017年3月に「東御市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。その後、本計画を推進するために、公共施設・インフラ資産の具体的な方針を定めた個別施設計画等を策定しました。

この間、国から2018年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、2021年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が示され、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。このような状況を踏まえ、本計画を改訂するものです。

【計画期間】

2017年度から2056年度までの40年間

※概ね10年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や社会情勢の変化などに応じて適宜見直します。

【計画の対象】

○公共施設

市民文化施設、
社会教育施設などの
13分類124施設、
167,374㎡

(2021年10月時点)



中央公民館

○インフラ資産

道路、橋りょう、
上水道、下水道、
農道、林道の6分類

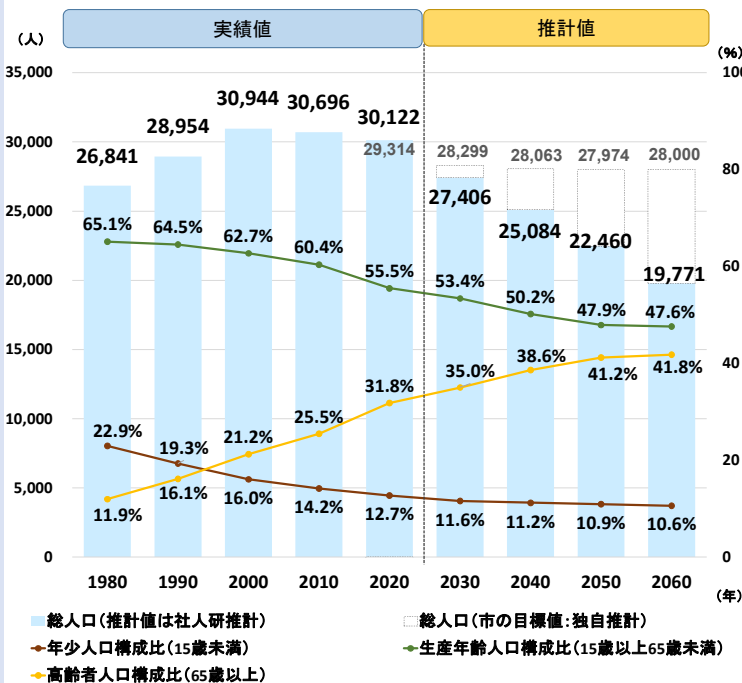
(2021年3月時点)



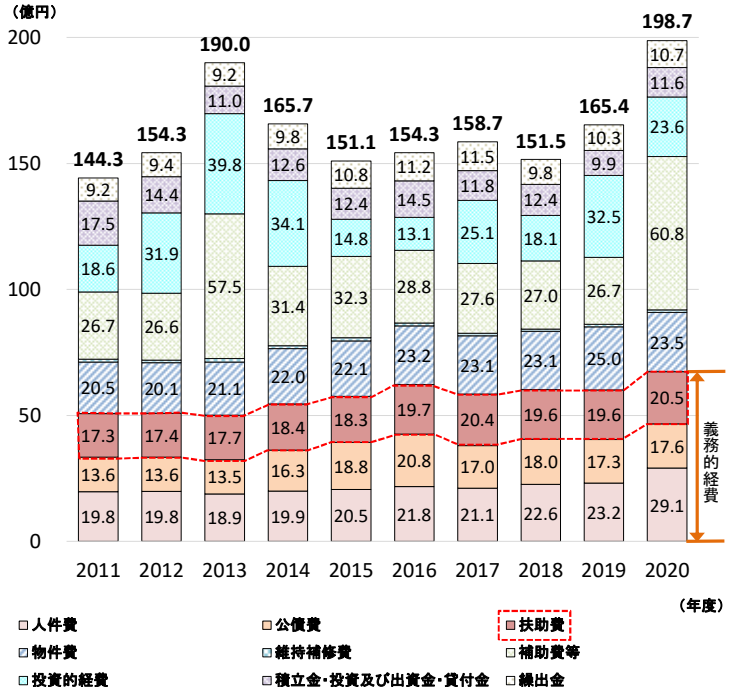
御八城大橋

2 公共施設等を取り巻く現状と課題

【人口の現状と見通し】



【財政の状況と見通し】



出典：東御市人口ビジョン改訂版

人口減少・少子高齢化の更なる進行

⇒総人口は2020年以降一貫して減少し、2060年には約20,000人を下回ると推計されます。また、年齢3階層別の構成比は、年少人口構成比が10.6%に減少、高齢者人口構成比が41.8%に増加すると推計されます。

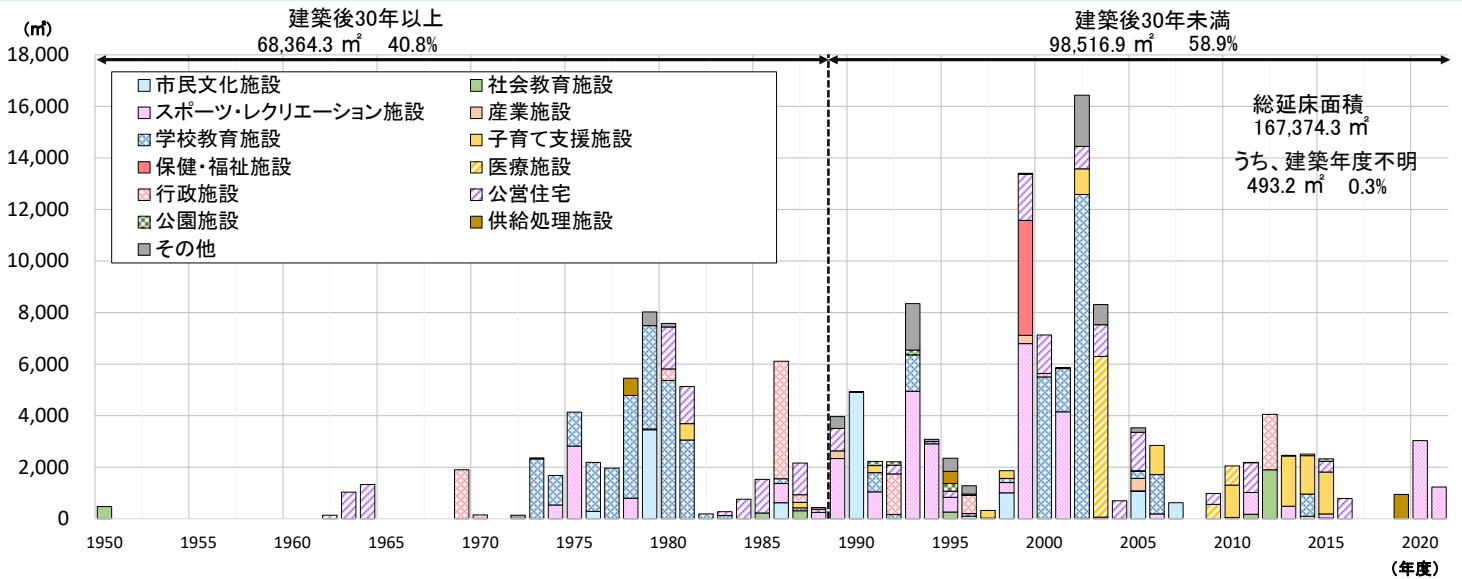
地方税の減収、扶助費の増加

⇒生産年齢人口の減少による、地方税収入の減少や少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加が予想され、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費の確保が困難になると想定されます。

2 公共施設等を取り巻く現状と課題（続）

※グラフの数値については、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

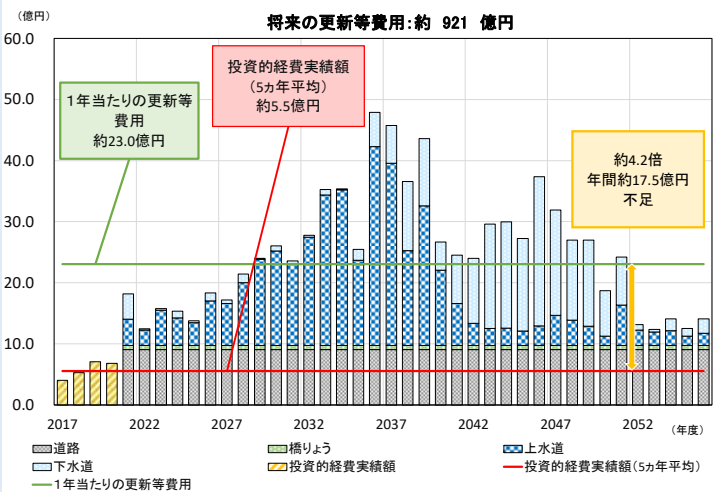
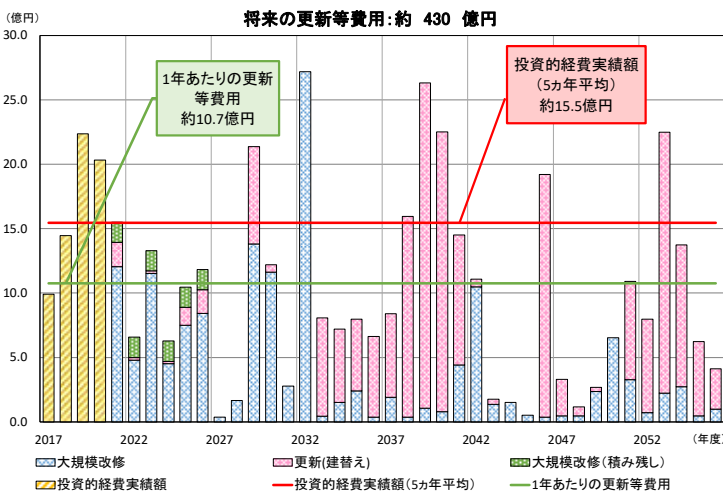
【公共施設の老朽化の状況】※公共施設の建築年度別延床面積



公共施設の老朽化への対応

⇒ 建築後 30 年未満の施設が 58.9%と比較的新しい施設が多くを占めていますが、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後はこれらの公共施設の老朽化への対応が必要です。

【公共施設等の将来の更新等費用の見通し：長寿命化の対策等を実施した場合（対策後の費用）】



＜公共施設にかかる将来の更新等費用＞
40 年間にかかる将来の更新等費用：約 430 億円
1 年当たりの更新等費用：約 10.7 億円

＜インフラ資産にかかる将来の更新等費用＞
40 年間にかかる将来の更新等費用：約 921 億円
1 年当たりの更新等費用：約 23.0 億円

■ 人口等の今後の見通しからみた課題 ⇒ 需要の変化への対応が必要

・人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえた公共施設の供給のあり方や、新たな市民ニーズに対応した機能の維持・向上を検討する必要があります。

■ 財政状況からみた課題 ⇒ 厳しい財政状況への対応が必要

・今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制や財源の確保を検討する必要があります。

■ 施設の現状からみた課題 ⇒ 施設の老朽化への対応が必要

・今後は施設の老朽化への対応を行い、安定した公共サービスの提供や、施設の安全確保と効率的な維持管理が必要となりますが、現在の施設をそのまま保有するためには、多額の更新等費用がかかると推計されています。これらの状況を踏まえると、現状のまま公共施設等を維持していくことは困難な状況にあり、将来を見据えた適正な公共施設等の規模や配置を検討するとともに、施設の長寿命化による費用の平準化を図る必要があります。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 公共施設等マネジメントの基本目標

【公】:公共施設 【イ】:インフラ資産

1. まちづくりの視点 【公・イ】

- ・地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。また、ユニバーサルデザインを考慮した施設の充実を図るなど、少子高齢化等による人口構造の変化への適応を目指します。

2. 施設総量の適正化 【公】

- ・市民生活に必要な公共サービス水準を維持しながら、統廃合等により施設総量の適正化を目指します。

3. 施設の長寿命化と費用の抑制 【公・イ】

- ・施設の長寿命化や長期利用を目指すとともに、計画的な維持管理に努め、更新等費用の抑制・平準化を目指します。
- ・本市の公共施設については、計画策定当初の施設総量（延床面積）に対して、7%の施設総量を縮減することを目指します。
- ・インフラ資産については、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

4. 効率的な施設運営 【公】

- ・市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに、将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できるかたちで次の世代へ引き継ぐこと、地域住民による公共施設の管理運営が可能かつ適切な場合には、地域の現状を踏まえた上で、公共施設を地域コミュニティへの移譲、その他、PPPやPFI等の民間活力の導入も視野に入れ、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用した運営方法の検討や施設用途の転換等により、効率的な施設運営を目指します。

5. 必要な機能の確保 【イ】

- ・市民生活の安全性及び利便性を確保するインフラ資産の配置、維持・管理を目指します。

6. SDGsの達成につながる取組の推進 【公・イ】

- ・公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ*など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

※自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【公】:公共施設 【イ】:インフラ資産

①点検・診断及び安全確保の実施方針

- 【公】・「事後保全型」から「予防保全型」への転換。
- ・「法定点検」に加え「自主点検」の実施。
 - ・劣化度調査の実施。
 - ・廃止や利用見込みのない施設の解体・除却。
 - ・災害危険性のある施設の移転の検討。
- 【イ】・メンテナンスサイクルの構築、継続的な取組み。
- ・長寿命化計画に基づく、計画的な維持管理。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 【公】・点検、診断結果を踏まえた適切な修繕の実施。
- ・バリアフリー化等の推進による利便性の増進。
 - ・減築や機能の複合化、空きスペースの有効活用。
 - ・省エネ機器導入等による、トータルコストの縮減
 - ・民間事業者等との連携による効率的な施設運営。
- 【イ】・優先度に応じた計画的な維持管理及び更新の実施。

③耐震化及び長寿命化の実施方針

- 【公】・計画的な耐震化の推進。
- ・ライフサイクルコストの縮減が見込める施設を対象とした長寿命化の実施。
- 【イ】・各施設の特性や緊急性、重要性を考慮した点検、診断の実施。
- ・各施設の長寿命化計画を踏まえた、長寿命化、耐震化の推進。

④統合や廃止の推進方針

- 【公】・公共施設の運営状況や運用コストなどにより施設評価を行い、まちづくりの視点や市民ニーズを踏まえ、施設の統廃合・集約化等に向けた具体的な対応方針を定める「公共施設再配置計画」を策定。
- 【イ】・施設の長寿命化を基本とし、住民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給。

⑤ユニバーサルデザイン化の方針

【公・イ】

- ・まちづくりの考え方を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進。
- ・原則、施設の更新や改修にあわせてバリアフリーやユニバーサルデザインを導入、効果的と見込まれる場合は、単独による改修も検討。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・庁内におけるマネジメント意識の啓発：職員に対しての研修会を定期的実施します。
- ・民間事業者との連携：指定管理者制度の導入、PPP/PFI等の手法の活用を検討します。
- ・議会・市民との情報共有：本計画の進捗状況等について、議会への説明とホームページ等で市民に公表します。
- ・保有する未利用財産等の活用に関する基本方針：市として現在利活用していない建物等は、市における利活用を図るほか、民間等による利活用の拡大を図ります。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ・主な施設類型の基本的な方針を以下に示します。

市民文化施設（中央公民館、東御市文化会館等）

- ・集会施設は、指定管理の導入や地元住民等による管理運営など、効率的な施設運営形態へ移行します。
- ・「東御市文化施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
- ・「東御市文化会館」は、指定管理による施設の適切な運営と利用促進を図ります。

スポーツ・レクリエーション施設（各体育館、農林漁業体験実習館（湯楽里館）等）

- ・「東御市スポーツ施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
- ・指定管理による運営の継続を基本とし、民間事業者の参画についても検討します。

学校教育施設（市内小中学校等）

- ・小学校は、「東御市小学校長寿命化計画」に基づき、改築費用の平準化等も含めた施設改修を実施します。
- ・児童・生徒数の減少が想定されることから、適正な施設配置や余裕教室・スペースの有効活用を検討します。
- ・「北御牧学校給食センター」等は、計画的な点検や修繕の実施による施設の長寿命化を図ります。

子育て支援施設（保育園、児童館等）

- ・保育園は、少子化を抑制する施策として子育て支援施設の充実が重要であることから、計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図り、機能を維持します。
- ・児童館等は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、学校の余裕教室を活用するなど複合化等の再編を検討します。

行政施設（東御市役所、北御牧庁舎等）

- ・「東御市役所」は、公共サービスの利便性向上を図るとともに、災害時の防災拠点として、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。
- ・人権啓発センターは、地域社会に密着した施設として意義があることから、施設の機能を維持します。

公営住宅

- ・「市営住宅長寿命化計画」に基づき、入居状況や今後の需要予測等を踏まえ、施設の改修や更新、廃止など、今後のあり方を検討します。

インフラ資産（道路、橋りょう、上水道等）

- 道路：「舗装点検要領」に基づき、計画的な修繕・改修を実施します。
- 橋りょう：「道路橋定期点検要領」に基づく点検や、「東御市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕を実施します。
- 上水道：アセットマネジメントの視点から、費用の平準化等の将来の収支バランスを考慮した水道ビジョンを策定します。



東御市役所

※この概要版は、本編から要約したものです。詳細は本編「東御市公共施設等総合管理計画改訂版」をご覧ください。

5 推進体制

全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

- ・全庁的な取組体制の構築。
- ・情報の一元管理・共有化を実現。
- ・固定資産台帳との連携。

フォローアップの実施方針

- ・PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（改善）サイクルにより、取組みの進捗管理や改善を行い、本計画に沿ったマネジメントを推進します。

問い合わせ先

東御市総務部総務課
契約財産係
〒389-0592
長野県東御市 281-2
電話：0268-62-1111（代）
FAX：0268-63-5431